

セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）に係る 照会回答事例集

令和3年4月1日創設
令和3年7月2日改正
令和3年10月15日改正
令和4年4月1日改正
令和5年4月1日改正
島根県商工労働部中小企業課

■資金の仕組みについて

1 この資金の目的は。

A：

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、県内中小企業の経営環境は依然厳しい状態が続いている。令和2年5月に創設された「新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱が令和2年度に終了となるが、引き続き中小企業者等の資金繰り支援は必要であることから本資金を創設するもの。

2 この資金の概要は。

A：

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかの認定を受けた中小企業者、組合又は中小特定非営利法人 ・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号 ※セーフティネット保証4号については、新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。
融資枠	20億円
融資限度額	8,000万円
資金使途	設備資金、運転資金（県制度融資の既往債務の借換も可）
融資期間	12年以内（据置期間3年以内）
返済方法	元金均等分割返済
貸付利率	・責任共有外 年1.10%（固定金利） ・責任共有 年1.25%（固定金利）
信用保証料率	・責任共有外 年0.4% ・責任共有 年0.3% ※県及び保証協会補助後 ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料及び代位弁済日翌日以降の信用保証料については県及び保証協会の補助の対象外となり、年0.4～0.71%。
担保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定による

連帯保証人	<法人>取扱金融機関又は信用保証協会の決定による <個人>原則として不要
取扱期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日保証申込分まで

3 セーフティネット指定期間が経過後の本資金の取扱いはどうなるか。

A :

現状、セーフティネットの指定期間は以下の通りである。本資金はセーフティネット保証4号、5号の認定が必要であることから、指定期間延長の措置が取られない場合には取扱期間終了前に申込終了となる可能性があることに留意いただきたい。

なお、指定期間とはセーフティネット保証4号、5号においては事業者が市町村へ認定申請できる期間を指す。

<指定期間(令和5年4月1日時点)>

セーフティネット保証4号:令和5年4月1日から令和5年6月30日認定申請分まで

セーフティネット保証5号:令和5年4月1日から令和5年6月30日認定申請分まで

(指定業種をその都度指定)

4 セーフティネット資金の「一般枠」と「新型コロナウイルス感染症対応枠」の違いは何か

A :

「一般枠」は、災害や取引先の倒産等の影響に対応する資金である。

「新型コロナウイルス感染症対応枠」は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に対応する資金である。既存の「一般枠」に対して、融資利率と保証料率を引き下げ、県の融資制度の中では最優遇としている。また、返済計画を立てやすいように融資期間を12年に延長し、あわせて据置期間を3年に延長した。資金使途は、運転資金に加えて設備資金も対象とし、県制度融資の既往債務の借換も可能とした。

5 本資金での設備資金とはどういった内容を想定しているか。

A :

新型コロナウイルス感染症の影響により、外注を内製に切り替えるための機械設備等の利用を想定している。

6 セーフティネット資金には「一般枠」と「新型コロナウイルス感染症対応枠」があるが、80百万円ずつ申込ができるということか。

A :

その通り。セーフティネット資金の既借入分の有無に関わらず、本資金の申込は可能である。

■様式について

7 提出が必要な書類は。

A :

- 島根県中小企業制度融資 融資申込書 (様式第 1 号)
- 島根県中小企業制度融資意見書 (様式第 2 号)
- セーフティネット資金融資申込書附属資料 (様式第 17 号)
- 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項 4 号、5 号の規定による認定申請書
- 前 2 期の決算書 (必要に応じて試算表)
- 法人にあっては登記事項証明書
- その他、資金繰り表、収支計画表、見積書の写し等、融資の際に必要な書類

8 上記 7 において「県税の納税証明書」の記載がないが、不要ということか。

A :

本資金においては、令和 2 年 5 月に創設した「新型コロナウイルス感染症対応資金」同様、県税の納税証明書の提出は不要とする。ただし、信用保証協会の「信用保証委託申込書」の「納税状況」の欄で滞納の有無を確認し、疑義がある場合は必要に応じて聞き取りや県税の納税証明書を提出すること。なお、県税の徴収猶予の特例を受けている場合は滞納とはならない。